

Title	マーカンチリズムとアダム・スミス
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.7 (1923. 7) ,p.1251(277)- 1294(320)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	アダム・スミス生誕二百年記念号 雑報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230701-0277

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

反對したのである。然らばスミスは商業の利益と獨占の不利益とに何れに重きを置いたかと云ふ彼は尙前者に重きを置いたのである。換言すれば獨占は不可なるも商業の利益は其不利を償ふて餘りあると云ふにある。則ち彼曰く、吾人の注意を要するのは殖民地貿易の影響と其貿易の獨占より生ずる影響とを區別するに在る。前者は常に必ず有利である、後者は常に必ず有害である。貿易の利益は甚だ大なるもので、假令それが獨占であつても、又獨占の有害なる影響はあるにしても而も大體に於て利益であり大なる利益を齎らす。尤も其利益の度は獨占の伴はない場合に比すれば甚だ劣るものである」と。(Bk. VI. Ch. VII, vol. II. p. 109.)

(完)

マーカンチリズムとアダム・スミス

高橋誠一郎

羅馬帝國の崩潰、蠻民侵略の時代に於て歐洲の交易は衰頽し去つて殆んど消滅するに至つた。而して社會が田園的、封建的基底の上に改造せられたる時、莊園及び其の他の地方的單位は經濟的自給自足を原則とせる社會的獨立の單位として組織せられ、又た出來得る限り斯くの如き基礎の上に維持せられた。彼れ等の間には正規の交易的關係を生せしむるが爲めには、習慣と所要との類似が餘りに大であり、分勞の發達が餘りに不十分であつた。固より如何なる時代に於ても幾分の交易は存して居つた。金屬、鹽、參兒、毛皮、干魚及び其の他の物品は屢々遠隔の地方から誘致せられた。遠國よりの精巧なる織物、酒類、香料、寶石及び雜多なる物産に對する需要は猶ほ全然消滅し去ることがなかつた。然も尙ほ中世初期に於ける

經濟狀態に在つては商業は極めて瑣末なる地位を有するに過ぎざるものであつて、未だ自給自足を基礎とせる經濟生活の内部組織を動すに足るものではなかつた。彼れ等を結合せるものは共同であつて、交易ではなかつた。

第十一世紀よりして形勢は徐々に變化した。商業は容積に於て、價值に於て、抱擁する間隔に於て、又た組織の程度に於て増加した。概言すれば中世の初期を通じて殆んど他に類例を見ざる迄に其の殘存すると大なりし伊太利亞及び南部佛蘭西地方に於て交易は先づ復活を見た。而して是れ等の地方よりも北部に位する諸邦國に現れたる其の發達は南方商人の活動に由つて喚起せられたものである。尙ほ之れを助勢せる他の動因は人口の増加、生活標準の昇高、工業の發達、貨幣の使用増加、特に又た十字軍の時代に於ける遠隔人民との接觸に由つて生じたる新財貨並びに新習慣及び新趣味の誘入であつた。是れ等諸事項の大多數に關して商業の發達は結果にして又た原因として現れる。斯くて交易は工藝品の生産に由つて刺激せらるゝと同時に、工業の發達は市場の開設に依つて促進せられたのである。(Frederic Austin Ogg, Economic Development of Modern Europe, 1918, pp. 65-66.)

然しながらギルドは其の都市の小賣業を獨占して居つた。英國都市に於ける商人團體は異郷民に對して強烈なる憎惡を感じ、彼れ等の交易を最も狭小なる限界内に制限せんことを欲した。異郷民は單にギルドマンに對してのみ販賣を行ひ、ギルド若しくは公權威に依つて定められたる其の他の制規に服従するを條件として卸賣買を許容せらるゝの常であつた。彼れ等は販賣の目的を以て四十日以上都市内に滞在することを許されなかつた。彼れ等は旅舎に宿泊せずして、或る都市商人の家に寄寓す可きものであつた。而して後者は前者の行動を監視し、其の客人の不法行爲に對して責任あるものと看做された。是れを稱して「人質」(hostage)の慣習と呼んだ。(Edward P. Cheyney, An Introduction to the Industrial and Social History of England, 1915, p. 81. 尙ほ中世の英國に於ける異郷商人の地位に就きては W. J. Ashley, An Introduction to English Economic History and Theory, vol. I. 9th. ed., 1913, pp. 102-109. 參照)

他方に於て國王並びに國家内に於て最も有力なりし階級、即ち貴族及び僧侶は外國貿易に援護を與へてゐた。曾つて倫敦市民が Edward 一世に對し、従前土着の

人々に由りて遂行せられたる業務が同市に永住して之れを經營せる外國人の競争を受け、同市の共同負擔を荷へる市民が衰滅しつゝあるの事實を愁訴せる時、國王は之れに干渉するを欲しなかつた。[Rex intendit quod mercatores extranei sunt ydonei et utiles magnatibus et non habet consilium eos expellendi. — Rotuli Parliamentorum, I. 55 (112.)]。斯くて幾多の特權保證及び特許は政府に由つて外國商人、外國都市及び一般外國人に對してすら發せられた。就中、最も顯著なるものは一千三百〇三年を以て Edward 一世の發せる謂ゆる Carta Mercatoria である。此の勅許狀は獨逸、佛蘭西、西班牙、葡萄牙、ナヴァール、ロムバード、タスカニー、プロヴァンス、カタロニア、アクリティン、ツールース、カーシー、フランダー、ブラバント及び其の他總べての異郷より英國に來る商人の平和と安固とを目的として授與せられたるものである。此の勅許狀は是れ等の商人が殆んど凡ゆる種類の財貨を誘入し販賣するを許し、都市に由つて取り立てらるるの常なりし幾多の通過税及び納附の支拂より彼れ等を免除し、市民に對すると等しく異郷民に對しても販賣を行ひ、卸賣と等しく小賣をも亦た行ふの許可を彼れ等に與へた。そは土着の商人の許に居住し、其の滞在を

一定期間内に限定するの必要から彼れ等を免除した。都市及び市場の有司は是れに由つて商慣習法に準據して外國人に對し迅速なる判決を下す可きことを要求せられ、勅定の一判事を特に任命して控訴を聽かしむることが約定せられた。(Cheyney, op. cit., p. 82.) Edward 一世は實に經濟的事項に於て舊來の地方的、部分的に代ゆるに國民的利害を以てせんことを求めた。彼れは從來都市若しくは都市に於けるギルドの占めたる地位に國民全體を置かんとした。國民的史料は前代諸君主の意圖及び行爲中に存せざるものではなかつたが、而もそは間發的に追求せられたに過ぎなかつた。國民經濟の形成は本來、政治的集中の結果である。經濟力の總括は政治的、特殊利益をより、高き全體の目的に屈從せしむるの事實と相伴つて進むものである。(Karl Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft, 5 Aufl., 1906, S. 135.) 洵に Edward 一世に始まり同三世に由りて續行せられたる政策は永續することなくして、艦がて反動の時代に道を讓つた。而も吾人は此の時代に於て靡ろげながら新たな國民的政策の前影を認めることが出来る。後に至つてマアカンタイル・システムとして知らるゝものは是れである。(L. L. Price, A Short History

of English Commerce and Industry, 3rd. ed., 1909, p. 71.)

二

第十五世紀以後に及んで西歐の通商は新たなる性質を有するに至つた。ギルドが衰頽して其の勢力を失墜しつゝある間に、東西兩洋の交通、新大陸の發見は通商の範圍を擴大し、廣大なる新商業は先づ西班牙、葡萄牙、次いで又た英吉利、佛蘭西、和蘭及び或る點迄其の他諸國に於ける富強増加の基底と爲り、其の擴張に對する欲望は植民地建設の主要なる動機と爲り、斯くて又た國際的競争は激甚と爲り、遠大なる結果を有する戦争は激成せらるゝに至つたのである。如何なる時代に在つても然るものではあるが、殊に中世初期に於ては、爲政家及び商人は交易の制規に由つて國家を富裕ならしめんとするの努力を怠らなかつた。而して之れが主たる目的の一は貴金屬供の給に在つた。彼れ等は是れを以て縦し個人たるも國民たるを問はず、其の物質的繁榮の主要なる原因に非ずとするも、之れが最良なる徴候と思惟したのである。貴金屬の輸出入に關する制規は各個人に對して其の生産す可き物、之れを生産す可き方法、其の受く可き利得、並びに其の利得を消費

す可き方法を調整せんことを企圖せる無數の條例中の一團に過ぎざるものであつた。然るに Vasco da Gama 及び Columbus の航海は從來第二位に立てる通商上の問題を西歐諸國民の間に於て第一位に高めたのである。貴金屬の地位に關する理論及び其の供給を取得する最良の方法は或る程度まで國策の決定者と爲り、宣戰媾和を行はしめ、國民の盛衰を來さしむる同盟者の向背を決定し、又た往々にして人民の移住に影響すること大なるものと爲つた。(Alfred Marshall, Principles of Economics, vol. I, 5th. ed., 1907, p. 755.)

第十五世紀の中葉に至る英國對外貿易の最大なる特徴はそが全然外國人の手中に存したるの事實である。一千四百五十年以前に於てすら市政府若しくは個人商店に屬する商船が時折英國の海港より自國の財貨を積み出帆し、外國若しくは英國の他の地方の其れを齎して歸航することがあつたのであるが、此の種の企業は次第次第に普及するに至つた。ブリストルの William Canninges は一千四百六十一年に海船十隻を有し、同市の Sturmys は略々同時に地中海東岸と貿易を行ふが爲めに初めて英國船を彼の地に派し、ハルの John Taverner はジェノヴァのカラツ

ク、ジュエネチアの櫓船ガリに模して新型の船舶を建造した。第十四世紀の中葉に於ては相當の分限と看做さる可き商人の数は僅々一百六十九人に過ぎなかつたのであるが、第十六世紀の初めに於ては少くとも三千の商人が外國貿易に従事し、一千六百〇一年には和蘭貿易に従事する者のみにても約三千五百を算するに至つた。是れ等の商人は舊來の英國物産に加へて、更らに大なる範圍まで織物類を輸出せるが故に、其の製造は極めて急速に英國内に於て増加しつゝあつたのである。羊毛の輸出は Elizabeth 女王朝に於て其の跡を絶つに至つたが、織布の輸出は之れを償つて餘りあるものであつた。(Cheyney, op. cit., p. 162.)

Elizabeth の治世は海上に於ける英國の優越權の基礎を置き、植民地擴張の時代を開始せるの故を以て顯著なると同時に、女王及び其の顧問が重大なる經濟的疾患を救済するが爲めに斷乎たる處置を取れるの事實に由つて記憶せらる可きものである。「女王の貧困、國土の疲弊、貴族の貧窮衰頹、名將勇士の缺乏、無秩序なる人民、行はれざる正義、一切の物の不廉、衣食の贅澤、自國民間の分離、佛國との戰爭、一足をカレ、他を蘇格蘭土に置いて我が國土を跨ぎつゝある佛王、不俱戴天の敵國あつ

て、而も確固不變の友邦なきこと」斯くの如きものは實に Elizabeth が Mary より譲られたる遺産であつた。(James Anthony Froude, History of England from the Fall of Wolsey to the Defeat of the Spanish Armada, vol. vii, 1869, p. 8; Price, op. cit., p. 122.) 而して同女王の貨幣改鑄、徒弟條例及び救貧法は彼の女が是れ等の問題を取扱ふに際して示したる能力と政事的手腕に對すると等しく、又た彼の女の取扱へる問題の重大なりしことを立證するものである。(拙著「經濟學史研究」大正九年版二一一頁參照)。

地方團體の領域に侵入し、其の特權を撤回し、國民的思料を以て地方的利害に代へ、次第に中央政府の權威を強調するはチュードル王朝の特色であつた。此の點に於て同王朝は Edward 一世及び同三世の其れと類似せる政策を遂行せるものであつて、莊園及びギルドを典型とせる狭小強直なる舊社會の倒壞に對して有力なる援助を與へたのである。強大なる政府は今や彼れ等に代つて商工業の進歩を指導せんとしつゝあるのである。然しながらチュードル諸王の時代に於て經濟的活動を刺激し、統制せる原理は前代の國策を吸引しつゝありし寛大なる本能とは同一でない。マーカンチリズム・システムは設令以是れに由つて個人的富若しくは

國民的充實が國力に對して犠牲たらしめらるゝも、一國民に取つて正當なる指標なりと做すの信念はチユードル王朝並びにスチュワート王朝の共有する所であつた。Henry七世は充實を念とせる此の國の舊政策を撓めて強大を旨とするに至つたと稱せるFrancis Baconの所言は簡單に此の政策の原理を述べたるものである。蓋し充實を目的とせるEdward三世の經濟政策は消費者の利益を顧慮せるものであつた。然るにマーカンチリズム・システムは幾多の富裕を犠牲として、國力の象徴及び條件として生産者の利益を求めたのである。(Price, op. cit., pp. 123-124.) 實に、
「國防は富裕よりも重大なり」と觀せられたのである。

マーカンチリズムの基礎を成せる推定は國力を以て絶対に貴金屬の永續的大蓄積に依頼すと做すものである。貴金屬は一般に需要せらるゝ所のものであり、そは財貨に對する支拂として常に受納せらるゝものであり、又た富は概して貨幣の名辭に於て評價せらるゝの事實が普く認められた。而して西班牙及び葡萄牙が新大陸より金銀の潤澤なる供給を受けつゝありし間は富強なりしものと看做された。正金は特に戰爭に際して入用なるものである。而して戰爭の頻繁なり

し時代に於て、平時に於ける國民的政策最高の目的は國庫及び人民の財囊中に現金を蓄積するに在りと感せられたことは敢て奇とす可きでない。敏速にして有效なる戰爭の筋力を供給するものは金銀財寶(Treasure)である。而も英國國內には金銀坑の存在なく、又た其の植民地は貴金屬を有することがない。金銀財寶は、自國內に誘入せられ、自國外に逸出する貴金屬其の者の移動に對して直接の注意を行ふか、若しくは財貨の輸出入を管理するに依つて間接に取得せられ得るのである。古き地金主義者(Dullionist)は前策に依頼し、新たな商業主義者(mercantilist)は後策を選ばんとした。

Edward三世は夙に一千三百三十五年及び同三十九年に於て何人と雖も免許なくして銀若しくは金を國外に輸出す可からざること並びに總べての商人は其の輸出する羊毛の各袋に對し十三志四片の延金を輸入す可きことを規定した。然しながら其の直接の目的は恐らく金銀財寶の聚集に非ずして通貨の純精と夥多とに存せるものであらう。(前掲拙著一五一—一六頁參照)。次いで最初の航海法の通過を以て有名なるRichard二世の治世に於て後年の地金論者及び商業論者を鼓

舞せる別個の精神は相結合して表明せられた。(前掲拙著二〇五—六頁参照)。斯くて一千三百八十一年 Richard 二世は王國の破滅を防止するが爲めに、何人ど雖も海外の要塞に於ける勞銀の支拂を除いては、如何なる目的の爲めにも金銀を輸出することを得ずと命じた。外國人の輸入せる物品の價值の半ばは英國輸出品の購入に費さる可きものである。而して這般の割合は後に至つて一半より全部に増加せしめられた。一千四百二十八年 Henry 六世によつて附せられたる、外國人は彼れ等が金を輸出せざるの保證を供す可しと做すの條件並びに一千四百七十八年 Edward 四世によつて斯くの如き行爲に對して課せられたる罪名と之れに伴へる刑罰とは恐らく金の稀少に由つて生じたる通貨問題を緩和すると共に、國家の窮乏を免れんとする二重の目的に出でたるものであらう。(Price, op. cit., pp. 125-127)。第十六世紀は猶ほ貴金屬の輸出を禁止せんとする地金主義的政策の支配する所であつた。(一千五百六十年九月及び十月の布告 (Humphrey Dyson, A book containing all such proclamations as were published during the reign of the late queene Elizabeth, 26, 28) 及び Edward 六世第十七年の條例を強補せる一千五百五十九年五月一日の

A Proclamation for the Marchant Adventurers and against transportation of money, gold or bullion. (Dyson, 8.) 並びに An order how to avoyde the stealing of the queenes majestie's customs and to provide that no golde shalbe caried oute of the weste partes of England. 参照)。唯だ例外として Merchant Adventurers 及び其の他の「著名の商人」(notorius marchantes) は其の「一身上の費用に充つるが爲めに四磅を限度として外國に携帶することを許されてゐた。(尙ほ一千六百年四月十八日の A Proclamation concerning coyne, plate and bullion of gold and silver. 参照)。

然しながら政治家は漸次、直接行動を以て貴金屬の移動を抑制するよりも、寧ろ商業を統制して其の不斷の流入を誘致せしめ得る所以を悟了するに至つた。彼れ等は對價として提供す可き財貨を有すると極めて渺き國々に英國貨物の輸出を奨勵し、是れ等の輸出品に對する支拂を地金を以て收受せんとを努めた。商業主義者は貿易が有利なる差額を残すの時、金銀は國內に流入せざるを得ざるを信するに於て一致した。此の原則に對する確信は英國人をして西班牙に於て多大なる損害を醸したる貴金屬の輸出を嚴重に拘束するの政策を抛棄するを得せし

めたのである。(W. Cunningham, An Essay on Western Civilisation in its economic aspects, Modern Times, 1904, pp. 222-223.)。洵に奨励金及び戻税に依る輸出の奨励禁止的若しくは制限的課税に依る輸入の妨害、植民地住民の販賣及び購入を母國市場に限定するの策並びに獨占會社に依る貿易の統制等總べて後世にやつてマーカンチイル・システムの羈絆及び桎梏と稱せらるゝに至りたる一切のものは前代に於ける地金主義者流の拘束の嚴格と苛刻とに比する時は弛緩にして寛裕なる取扱ひであつた。而して各種の國々に對する特殊貿易の差額に對して一般貿易の差額を重視するの意見も亦た早くよりして存在して居つた。而して第十八世紀に入るに及んで彼れ等は其の見地を變じて、間接に一國の金銀を増加するの手段として貿易の平衡を觀るよりも、寧ろ其の經濟的繁榮の證左として之れを思料するに至つた。(前掲拙著所載「英國に於ける貿易平衡論の發達」とトーマス・マン」並びに「三田學會雜誌」第十四卷第七、八、九號所載「デヴィッド・ヒュームの貿易平衡論」參照)。

三

第十八世紀に於ける歐洲の商業は容積に於て、地理的範圍に於て、又た交易せら

る、財貨の種類に於て、等しく増加を觀た。大體に就いて言ふならば、第十七世紀の特色であつた獨占的勅許會社による貿易の遂行は今や自由なる私企業に道を讓つた。而して這般の變化が英國に於て最も完全に行はれたるの事實は同國をして第十八世紀を通じ商業國間に於ける優越の地位を占むるに至らしめたる主要なる理由として認めらる可きものである。英國に於ては政治的狀態も亦た有利なるものであつた。一千六百八十八―九九年の革命に伴へる事變は久しきに互れる内争を終止せしめて、國民の注意を更らに廣く商業と植民とに向はした。英蘭銀行が一千六百九十四年を以て設立せられ、商務局が一千六百九十六年を以て創設せられたことは必ずしも偶然ではない。是れ等諸原因の交互作用に依つて英國の外國貿易は此の世紀の間に於て五六倍の増加を見るに至つた。一千七百年に三十一萬七千噸なりし英國輸出品の總容量は一千八百〇一年には一百九十五萬八千噸と爲つた。一千六百九十八年より一千七百〇一年に至る期間に於て輸出品の平均年額は六百萬磅、輸入品の其れは五百五十萬磅であつたが、一千八百〇二年には其れ其れ四千四百四十萬磅及び三千四百四十萬磅に増加した。(第十八世

紀に於ける貿易統計は極めて不正確なるものと看做されてゐる。其の主因は密貿易の盛んに行はれたことである。密輸出入の財貨は常に税關を經過せる財貨と同一の價值に達すると稱せられてゐる。第十八世紀の初に當つて歐洲諸國との貿易は總體の四分の三以上を包含したのであるが、其の終に於ては亞米利加及び亞細亞貿易の急速なる發達に由つて、それは僅に二分の一強を包含するに過ぎざるに至つた。(Oggs, op. cit., p. 80.)

洵に斯くの如き時代は又た自由主義の先驅者たる幾多のマーカンチリストを産んだ。「光榮革命」の哲學者 John Locke が彼の H. Eisenhart の言ふが如く、一個の自由貿易論者に非ずして (Geschichte der Nationalökonomik, 2. verm. Aufl., 1901, S. 22.) 屢々露骨なる貿易平衡論者の面目を發揮しつゝある事實は吾人が曾つて指摘せる所である。(前掲拙著四九七頁其他參照)。「金銀は極めて少數のものに役立つに過ぎないが、それは尙ほ凡ゆる生活の有用品を收得し、斯くて又た富は其の夥多に存する。」(Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money, in a letter sent to a Member of Parliament, 1691, — The Works of John Locke,

new ed., vol. V., 1823, p. 12.)。斯くて、彼れは國際間に於て最大なる地金の配分を有する者が最富裕にして、従つて又た最大量の購買力を有することを主張するも (ibid., pp. 14-15.) 而も彼れは一國民によつて所有せらるゝ地金の絶對量が問題に非ざることを知悉して居つた。(ibid., p. 48.)。彼れは徹底せるマーカンチリストであつたが (Further Considerations concerning raising the value of Money, 1695, — Works, v., p. 152.) 而も貨幣を以て唯一種の富と看做すが如きことなく、却つて純然たる協定に依るの外、全然富の本質を有するものに非ざるの事實を認めんとするの傾向を有して居つた。(前掲拙著八四八頁參照) 彼れは一國が富裕と爲り、若しくは貧困に赴くは宛も一農民が富裕と爲り、貧困に赴くと毫も相違する所なしと稱した。(Some considerations, op. cit., p. 19.)。農民は其の受くる所よりも費す所大なれば貧困と爲る、而して一國は亦た同一の方法に於て貧困の度を増さなければならぬ。而して投費は概して地金を去ることを意味する。斯くて又た地金の流出が一國を貧窮ならしむるは收入に對する經費の不斷の超過が農民を貧窮ならしむるに等しい。彼れは貨幣の一定の貯水池が交易の車輪を回轉せしむるが爲めに必要であると

思惟した。(ibid., p. 72)。而して此の貯水池は國外の地方に流入する際には過度に其の水準を低下する。彼れは又た明確に近代的貨幣定量説を表明した。而して彼れが不利なる貿易の平衡が外國貨物をして比較的高價ならしむ可きを論じながら是れに由つて再び平衡の恢復せらるゝに至るまで輸入を阻害し、輸出を刺激するに至る可しと做すの結論に入らんとして、而も卒然其の論歩を轉じたることは吾人が曾つて舉示せる所である。(前掲拙著五三九頁)。國民は農民と等しく節儉、勤勉及び誠實に由つて榮ゆ可きものであつて、之れを除きては其の繁榮を導く可き究竟の方法は存せざるものである。彼れは西班牙の苛刻なる法制が全然其の國內に貴金屬を保留するの效果なかりしことを觀た、而して彼れは之れが理由を覓めて、富は惟り勤勉にして節儉なる者と共に止まると説いた。(ibid., p. 72)。Lockeは洵に商業主義の主張者と等しく亦た其の反對者によつても同じく引用せらる可きものであつた。

吾人が曾つて論述せるが如く Charles Davenant の經濟學説は大體に於てマーカンチリズムの流れに屬するものであつた。(三田學會雜誌第十六卷第十號所載拙稿

「チャールズ・ダヴェナントの經濟策」。而も彼れは其の論敵 John Pollexfen が England and Fast-India inconsistent in their Manufactures, 1697. に於て「金銀は一國民の唯一若しくは最有用なる財寶なり」(ibid., p. 6)と説けるに反對して「金銀は交易の尺度である、而も總べての國民に於ける其の泉源及び根元は其の國土の自然的若しくは人為的所産、即ち彼れ等の土地若しくは彼れ等の勞働及び勤勉の生産せる所のものである」と説いた。而して一國民が或る事變に由つて全然正貨を有せざるに至れりと想像するも、其の人民にして員數多く、勤勉にして、交易に精通し、海事に熟達し、而して良港及び多種の貨物に富める土壤を有するとしたならば、斯くの如き人民は貿易を行ひ、富を集め、而して彼れ等は急速に彼れ等の間に十分なる金銀を取得し得可きことが明かである。是に於て乎、一國の眞實にして有效なる富は其の國産なることを知る。(Discourses on the Public Revenues, and on the Trade of England, Pt. II, 1698, - The Political and Commercial Works of that celebrated Writer Charles D'Avenant, LL. D., vol. I, 1771, p. 354) 彼れは附言して曰く、貨幣は實に人々が其の取引に際し是れを以て計算するに慣れたる數取り(counters)に過ぎざるものである。(ibid., p. 355)。

彼れは「君主及び其の人民の總體を長く充實、安易且つ安全ならしむる所のもの」と以て富なりと解した。彼れは人間の使用の爲めに金銀より建物及び國土の改良に轉換せしめられたるもの、並びに土地の收益、製造工業品若しくは外國貨物及び船貨の如き是れ等の金屬に轉換し得可き他の物件も亦た財寶なりと思料した。彼れは艦隊及び海軍々需品の如く一人民をして國內に於ては安泰に、國外に於ては敬重せらる可きものたらしむるに資するものを以て富なりと信じた。彼れは更らに進んで海事に關する知識、各種技術の改良及び軍事的熟練の増進並びに睿智、武力及び同盟も亦た吾人が一國民の力と價值とを量定するに際して估料せらる可きものなりと言はんとした。彼れは「寶石、鉛、錫若しくは鐵の類は持續し得るものではあるが、財寶として尊重せらるゝに足らざるものなり」と做すの原則を排して、實だに是れ等の貨物のみならず、消耗品と雖も、是れ等のものが縱令ひ金銀に轉換せられざるも、之れに轉換し得るものとしたならば、一國民の富として之れを思料するを以て更らに理性に適合し、更らに人類の輿論に一致するものであると思惟した。彼れは是れを以て人と人との間に於て眞なるのみならず、國と國との

間にも亦た適用せらる可きものであると信じた。土壤及び地位の利益を増進す可き勤勉と技巧とは金銀坑の所有にすら勝りて一人民に取つて眞個の富たるものである。(ibid., pp. 381-382.)

Davenant は一方に於て法規、高率の關稅及び禁止が概して無益なるを論斷すると共に (ibid., p. 387.) 他方には和蘭が單に胡椒の價格を一封度に就き十二片より六志に引上ぐる時は二百四十九萬八千八百三十六磅の利潤を上げ得可きものと積算し、而して和蘭人が東印度貿易を完全に獨占するとしたならば、彼れ等は他の香料、絹物、キャラコ、生糸、硝石及び其の他の印度貨物の價格を引上ぐるに由りて爾餘の歐洲諸國より毎年少くも六百萬磅を流出せしむるを得可きものであると推論した。若し佛蘭西人にして一度び此の貴重なる貿易の主人と爲らば、此の土地廣く人民多き大帝國に對する這般の大收入の附加は當さに英國の破滅を來さしむるものでなければならぬ。(An Essay on the East-India Trade, 1697, — Works, vol. i., pp. 122-123.) 洵に善く東印度貿易を占有し得たる國家は全商業界の霸權を掌握す可きものであつた。(ibid., p. 95.) 彼れは自國製造業者の利益の爲めに印度産絹物

及び其の他の財貨を市場より排斥せんとする俗論に對して、印度産絹物類を禁止するは、他の諸國より之れを輸入せしめ、其の消費額を減せずして、却つて遙かに高價を以て之れを消費せしむるものなりと主張し、是れに由つて幾分自國の製造業を利す可きも、而も更らに低廉に其の生産を行ひ得る佛、伊、蘭の其れを進歩せしむ可きものであると觀た。(Ibid., p. 115.) 彼れは又たリンネルを國內に於て生産するよりも、之れを自國産の羊毛製品と交換して海外より輸入するを以て得策なりと論じた。(Ibid., p. 111.) 而も彼れは總じて歐洲諸國民が奢侈的消耗品に代へて貴金屬を輸出するが故に、東印度貿易に由つて概して損失を蒙りつゝあることを承認した。然しながら這個地金の流出を停止するは理論上から觀て望ましいものであるとしても、事實上不可能である。然るに吾人は這般の貿易に参加するに由つて歐洲大陸より東洋に向つて流出する貴金屬の流れの一定部分を轉じて吾人自身の金庫中に入らしむるの策を立てることが出来る。(Ibid., pp. 90-91.) 洵に英國は東印度産物の再輸出によつて自己の損失を償ふものである。而して英國は其の全般の貿易に依つて年々二百萬磅の國民的利潤を獲得しつゝあるのである。

(Discourses, op. cit., Pt. II, Works, vol. II, p. 18.) 國家の利害損失を判斷するが爲めには須らく一般貿易の平衡に據る可きものであつて、其の一部を切り放ちて觀察す可きものではない。

植民地は母國の利益を助長す可きものであつて、之れを損傷す可きものであることを許さない。植民地の利益は母國の一般的利益として思惟せられたるものゝ下位に置かれた Davenant は言ふ、若し植民地が英國より獨立して貿易を行ふに至つたならば、今や我が國力の主要なる一部たる植民地は吾人に背反するに至る可きものであると。然しながらニュー・イングランド其の他の植民地に於ては製造工業を興して母國の利益を脅すの危険なきものである。工業は人口増加し土地狭少と爲るに至つて發生するものである。新たに廣大なる國土に移住せる者は家畜を養殖し、土地を耕耘し、森林を開拓し、圍繞を行ひ、必要なる建築物を設立するを以て其の利益大なりと觀る。(Ibid., p. 23.) 斯くて又た彼れは將來母國の競争者と爲る可きものを獎勵す可からずと做すの原則を是認すると同時に、其の主張は主として西印度産の貨物に對して重税を賦課するを非難するに傾いたのであ

る。(ibid., p. 37.) 然しながら英本國に接近せる愛蘭の羊毛製品の外國輸出禁止に對しては彼れの意見は相異なるものである。彼れが從來禁止策を非難するに傾ける所以のものは其の大部分が公益よりも私利を目的として提唱せられたるが爲めであつた。(An Essay upon the Probable Methods of making a People Gainers in the Balance of Trade, 1699, — Works, vol. ii, p. 239.) 然るに彼れは單に愛蘭の羊毛製品が應がて多額に輸出せられ、其の食料の低廉なるが爲めに海外市場に於て英國品よりも廉賣せられて之れを壓倒するに至る可きを理由として其の輸出禁止に賛したのである。(ibid., pp. 251-252) (本項は Leslie Stephen の History of English Thought in the Eighteenth Century, vol. II, 2nd. ed., 1881. に依頼する所が頗る大である。其の pp. 289-296. 參照)。

四

洵にマーカンチリストは國家に取つて致富増貨の常道として看做さる可きものは外國貿易なりと觀た。而も國家は結局生産することなくして輸出する能はざるが故に商業は臆がて又た工業を必須ならしめたのである。彼れ等は國家的

富強を以て惟り國民的生産の増加に依つて能く取得し得可きものと做した。而して時に恰も工業的資本の發生しつゝありし際なりしを以て、彼れ等は國民的工業の必要と價值とを語勢を強めて主張した。實に此の當時に於ては國家の輸出増加は國民的生産の増加を量定する最も明確なる方法であつた。資本的企業及び國際的競争の初期に在つては國家的保護の政策は國民的産業を發達せしむるの手段として想定せられたのである。而して又た私利をして公益の障害たらしむることなからしむるが爲めに、部分的利益の上に超然たる單一なる權力をして之れを支配せしむるの必要は社會の各方面に於て普く是認せられたのである。かの *Britannia Langvens, or a Discourse of Trade*, 1680. の期する所のものは各個人が「銳意其の私利を追求しつゝある間に一種の一般的勞症が徐々に吾人を襲ひつゝある」事實を立證せんとするに在つたのである。(ibid., p. 1. 前掲拙稿「デヴィッド・ヒューム」の貿易平衡論參照)。

而も亦た製造業を獎勵し、關稅を増加するが爲めに行はれたる諸制規は地代に取つて有害なる影響を及ぼす可き場合あることが明かであつた。斯くの如きは

羊毛の輸出を禁止し、若しくは亞米利加より銑鐵の輸入を奨励せる法規の場合に觀る所である。土地階級及び工業階級の福利は政策の重要なる目的であつた。而も其の一つは他と撞着した。一方を利する所のものは他を害することある可きである。是に於て乎、地主階級の利益を工業階級の其れに對して平衡せしむることが屢々必要と爲り得るのである。然しながら斯くの如き社會的組織體の諸部分の間に於ける適當なる割合の觀念を得んとしたならば吾人は先づ一定の理想若しくは模範を有し之れに對して吾人の術策を一致せしめんことを希求しなければならぬ。而して Sir James Steuart は實に斯くの如き理想を構成せんことを努めたる者であつた。(W. Cunningham, *The Progress of Economic Doctrine in England in the Eighteenth Century*, in *The Economic Journal*, vol. I, 1891, p. 83.)

Steuart に據れば、一般經濟は慎重と節約とを以て一家族の凡ゆる欲望の爲めに準備するの技術である。(Sir James Steuart, *An Inquiry into the Principles of Oeconomy: being an essay on the science of Domestic Policy in Free Nations*, vol. i, 1767, p. i.) 全經濟は其の家族の領主にして亦た執事たる首長によつて指揮せられなければならぬ。

經濟 (oeconomy) の一家に於けるは、恰も政治的經濟 (political oeconomy) の一國に於けると等しい。然しながら一國內には從僕なく、總べての者は子女たるの事實、一家は或る人の欲する時、其の欲する體様に於て形成せらるゝを得るものであつて、彼れは其の適當と思惟する經濟の計畫を設定するを得るのであるが、諸國家は其の形成を過去に有するものであり、其の經濟は無數の事情に依頼するの事實に於て兩者は本質的相違を有する。爲政者は克く其の欲する所の經濟を設定し得るものではない。是に於て乎、政治的經濟の大技術は先づ其の人民の精神、態度、習慣及び風俗に對して其の種々なる作用を適合せしめ、而して後是れ等の事情を模塑して更に有用なる新制度の一團を輸入するを得せしむるに在る。「斯學の主たる目的は凡ゆる人民に對して生存の一定基本を確保し、之れをして不安定ならしむる凡ゆる事情を除去し、其の社會の諸需要を充すが爲めに必要なる一切の事物を準備し、而して自然に其の住民各自の利益をして相互に其の相互的諸需要を充さしむるやうに彼れ等の間に於ける相互的關係及び依頼を生ぜしむ可き方法に於て其の住民彼れ等を以て自由民なりと想像して」に業務を與ふるに在る (ibid., pp.

政體、法制及び風習の相違より發する財産の分配、階級の從屬關係、人民の才能に於て種々なる國々に看出さるゝ相違を考察する時は各國に於ける政治的經濟は必然區々たらざるを得ざるものであつて、又た一般的には如何に眞なるも人心の十分なる準備なくんば、原則は實際上全然無効と爲り得るものであると論結することが出來やう。種々なる經濟的計畫の便宜に就いて判斷し、而して漸次其の臣民をして私的利益の誘惑を排して其の計畫の實行に一致せしむるやうに民心を模塑するは爲政者の任務である。而して實行より離れて、觀察と省察とより斯學の原理を抽出する理論家は特殊の國民に對して相對的に考查せらるゝ時には如何に合理的なるものであつても既定意見に與する一切の偏見から出來得る限り自己を引き離す可きものである。彼れは習慣を比較し、相異なる國々に於て相異なる結果を生ずるを認めらるゝ際に同様の觀ある制度を仔細に考查して、世界の市民たることに其の力の限りを盡さなければならぬ。彼れは出來る限りの勤勉と注意とを以て斯くの如き相違の原因を考查す可きである。眞の原理は斯くの

如き研究に由つて發見せられる (*Ibid.*, p. 31)。彼れは嘗だに現在ののみならず、過去をも思料しなければならぬ、而して斯く行ふによつて彼れは原始的單純より複雑なる文化に至る人類の正規的發達を辿ることを得可きであらう (*Ibid.*, p. 15)。

Steuart は言ふ「統治の大技術は偏見及び特殊の意見、特殊の階級、殊に又た特殊の個人に對する依附から自己を引離し、其の人民の精神に諮ひ、外觀上之れに讓歩し、而して斯く行ふに於て彼れ等をして事情の改變が必要ならしめたる變化を愛好せしむるを得可き諸情操を鼓吹するの力ある傾向を之れに與ふるに存する」と。 (*Ibid.*, p. 12)。² 而して政治家は經濟的理想に向つて其の市民を指導するに當つて純乎たる自利を取扱ふことを要する。彼れは統治と政治的經濟とを區別する。前者は支配するの力であり、後者は施行するの伎倆である。斯くて統治者は自由獨立の人民を抑制し得るも、執行者は彼れ等を指導して、自利の直接誘因に依つて徐ろに彼れ等をして究極彼れ等自身の本然的利益を企圖する一定の計畫に一致せしめなければならぬ。 (*Ibid.*, p. 149)。³ 爲政者が一社會を支配し、而して各人をして一つの計畫に従つて自己を指導せしむ可き最良の方法は各個人の利益と最も

克く一致する行政組織を構成し、決して其の人民をして一般の事項及び純然たる公共に關する事項に於て私利以外の或る原理に基きて行動せしむるを得可しと自信することなきに存する。(Ibid., p. 163)。公共の善福を形成するものは各私的利益の結合である。而して是れに就いては公共、即ち政治家のみ惟り判断し得るのである。(Ibid., p. 164)。公共心の原理が廣く行はれ、人民が全然私心なきに至つたならば、彼れ等を支配するの可能性は存せざる可きである。(Ibid., p. 165)。洵に斯の如き學說に在つては私利と公益との對立は最少限に歸せしめらるるものである。然しながら彼れは猶ほ明確にマーカントリストの思想圏内に存するものであつて、産業及び商業を導いて正しき水路に着かしむるは政治家に取つて賢明なる所以を強く主張したのである。而も彼れは之れを以て最も困難なる事業として認めて居つた。斯くの如きは其の先人の殆んど悟了することのなかつた所である。(Cunningham, op. cit., pp. 85-86.)

五

斯くて金銀輸出の點に關して先づ表明せられたる經濟的自由主義が漸次一般

的性質を帯びつゝあるの際、佛國に於ては一部少數の眞摯精敏なる哲學者は彼れ等の邦家の呻吟しつゝある忍び難き窮狀に動されて、人類の社會的關係に於ても、一定の自然科學、永久不變の眞理たる原則が存在せざる可らざるものであつて、彼れ等の郷土を惱ましつゝある恐る可き禍患の原因は其の侵害にありと做すの思想に逢着したのである。既に其の著 *Essai physique sur l'économie animale* の第二版(一千七百四十七年版)に於て、人體生理の上に心理學を建設せんとし、自然の權利として自由を主張すると共に人間の社會性を高調せる François Quesnay が後年の經濟學說は Earl of Shaftesbury, Locke 及び Richard Cumberland 等の英國學者並びに自國の Nicolas Malebranche 等より受けたる哲學上の演繹論に基礎を有するものである。彼れ等の「新科學」は自然と一致すること最も大なるが故に、人間に取つて最良なる政治組織たる Physiocratie の研究であつた。(Dupont, *Physiocratie ou constitution naturelle du gouvernement le plus avantageux au genre humain*, 1768. 參照)。

而して貿易平衡論は其の隨伴者たる貨幣定量説より歸結する當然の結論に由つて破らるゝに至つた。(前掲「デヴィッド・ヒューム」の貿易平衡論參照)。今や新た

なる經濟學體系に對する道は Adam Smith の前に開かれた。吾人は今出來得る限り簡單にマーカンチリズムに對する彼れの意見を紹介せんとする。

Adam Smith の商業主義、即ちマーカンチリズムに對する意見は「國富論」第四編中に看出される。彼れは「相異れる時代及び國民の相異れる富裕の進歩は經濟學の二個の相異れる主義^{システマ}を發生せしめた。一つは商業主義、他は農業主義と稱することを得やう」と説いてゐる。而して彼れが先づ攻撃を加へたるものは商業主義であつた。彼れの意見に據れば、商業主義は富を以て貨幣より成ると做すの俗見に倚るものであつて、斯くの如き俗見は又た貨幣が商業の用具及び價値の尺度として、二重の職能を有するの事實から自然に發生したものである。斯くの如き見解は歐洲諸國をして金銀の輸入を奨励し、其の輸出を妨害せしむるに至らしめた。そは又た彼れ等をして更らに生産的なる國內交易よりも外國貿易を選むに、至らしめた。「かの春播の時季に際し、良穀を地に投ずる農夫の行爲のみを見る者は彼れを以て農夫に非ずして、寧ろ狂夫なりと思惟するであらう。而も彼れが力作の終局たる收穫時に於て其の勞力を考量する時は、吾人は彼れが行爲の價値と豊富

なる所産とを發見することを得可し云々と稱して金銀の輸出制限に反對したる Thomas Mun の如き論者すら無制限なる交易の結果は結局更らに多くの金銀の輸入を來さしむ可きを論據として斯くの如き議論に出でたのである。謂ゆる貿易の差額に對する特殊の注意は其の國土に對する貨幣の不斷の流入を確保す可きものと信せられた。而して交易の自由は何等斯くの如き政府の注意を俟たずして適當なる數量に於て之れを供給するに於て常に遺憾なきものであり、謂ゆる「不利なる貿易平衡」より生ずる爲替の高價は不利なる貿易の平衡を増大せしめずして之れを減少せしむるの傾向あることを明かにすることが出來なかつた。一國內に於ける金銀に對する需要は是れ等金屬に對して存する用途によつて限定せらるゝものであり、其の主たる用途は貨物を流通せしむるにある。財貨が必然的に貨幣の後を追ふに非ずして、貨幣が財貨の後を追ふのである。而して財貨の流通の爲めに入用ならざる貨幣は一家の所要以上に出でたる鍋及び皿の存在高と等しく餘分なるものである。金銀は鑄貨の形態に於て存するも、亦た金銀器の形態に於

て存するも、其の什器たることは勝手道具と異なることがないのである。陸海軍の如きすら金銀を以て維持せられずして、之れが爲めに入用なるものは消費し得可き財貨である。而して斯くの如き財貨は國內の勤勞の年産物の餘剰を以て購入せらる可きである。地金銀は國民的鑄貨が凡ゆる特殊の國家内に於て流通すると同様に相異なる諸商業國の間に流通するが故に、諸國民より成る大商業國の貨幣として思料せられ得可きものである。而して其の流通と總高とは恰も國內に於けると同一の原因によつて維持せらる。外國貿易の利益は決して是れより生ずる金銀の輸入に非ずして、各種財貨の輸入である。アメリカの發見が歐洲を富ましめたるは金銀の輸入によれるものではない。此の地方の鑛坑の豊富なるによつて是れ等の金屬は従前に比して低廉と爲つた。アメリカの發見が歐洲を利せるは財貨に對する新市場を開きたるに由るものである。而して兩大陸間の交易は舊大陸に對すると等しく新大陸に取つても當然有利なる可きものであつたのであるが、其の土民に對する歐洲人の野蠻なる不正行爲によつて其の利益は損はれたのである。貿易に對して何等の制限も存せざりしならば利益は更らに

遙かに大なるものがあつたであらう。(The Wealth of Nations, bk. IV, chap. i.)

次いで Adam Smith は章を改めて、國內に於て生産せられ得る底の財貨の國外輸入に對する制限を論ずるに當つて、一定社會の一般的産業は決して其の社會の資本が使用し得る所のものを超過することなしと稱し、一定特殊の人物によつて持續的に使用せられ得可き勞働者の數は彼れの資本に對して一定の比例を保たざる可らざると等しく、又大社會の全員によつて不斷に使用せられ得る者の數は其の社會の總資本に對して一定の比例を保つ可きものであつて、決して此の比例を超過すること能はずと做すの一般的原理を表明してゐる。總べて商業の制規は如何なる社會に於ても其の資本が維持し得る所のもの以上に産業の分量を増加すること能はざるものである。そは單に其の一部を、這般の制規が存しなかつたならば赴くことがなかつたであらうと思はれる方向に轉向せしめ得るのみである。而して此の不自然なる方向が其の自から赴いたであらうと思はれる所のものに比して其の社會に對して一層有利なるの觀があるか如何うかは決して確かではない。各個人は總べて其の支配し得る資本に對して最も有利なる使用を

看出さんとして絶えず努力しつゝあるものである。洵に彼れの目的とするは彼れ自身の利益であつて社會の其れではない。然しながら彼れ自身の利益の研究は自然に、否な必然に、彼れを導いて其の社會に對して最も有利なる使用を選ばしめる。彼れは他の幾多の場合に於けるが如く、一つの見えざる手に導かれて (led by an invisible hand) 毫も其の意圖を形成することのなかつた一つの目的を助成するに至る。彼れは自己の利益を追求するによつて屢々現實に其の社會の利益を増進せんことを意圖する場合よりも一層有効に之れを増進する。彼れの資本を使用し得る内國産業の種類、及び其の所産が最大なる價值を有す可きものに就いては、明かに各個人は其の地方的境遇に於て如何なる爲政者若しくは立法者が彼れの爲めに行ひ得るよりも遙に善く判断し得るのである。爲政者は私利をして獨り致々として其の道を行くに委せしむ可きものである。而して彼れ等は安んじて、凡ゆる私的家族の指揮に於て遺漏なき所のもは大王國の其れに於ても愚擧たること極めて稀れなるを信す可きである。何人と雖も購ふよりも造ること費用大なる可きものを國內に於て生産することがないであらう。而して國家は自

國に於けるよりも國外よりして一層低廉に供給せられ得可き場合に限つて之れを國外より購入せんとする。一國の人民をして自由に購入せしめよ、然らば彼れ等の収入を増加し、應がて又た闔國の資本及び収入を増加するに至る可きである。外國工業品の自由輸入にして許されんか、蓋し幾多の國內工業は損害を蒙り、而して其の或る者は恐らく全然破滅に赴くであらう。然も最も自由なる農産物の輸入も其の國の農業に對して何等斯くの如き影響を有することを得ない。然しなから國內産業保護の爲めに外國の其れに對して一定の負擔を課することが概して有利なる可き二個の場合があるやうに見える。第一は一定特種の産業が其の國家の防備に取つて必要な場合である。彼れは是に國防は富裕よりも遙かに一層重要なりと稱して、航海條例が恐らく英國の凡ゆる商業制規中に在つて最も賢明なるものなる可きを認める。第二は内國産業の所産に對して國內に於て一定の租税が賦課せらるゝ場合である。(Ibid., chap. vii.)

生活の必需品に對する租税は礎確なる土壤及び不良なる氣候と略々等しき影響を其の人民の境遇に對して與ふるものである。他の國々が我が財貨に對して

課税するとしても、吾人が果して報復的行爲によつて利得するや否やは明瞭でない。斯くの如き復讐が其の目的を確保するに庶幾きや否やを判断するは常に同一なる可き一般的原理によつて其の考慮を支配す可き立法者の學たるよりも、寧ろ俗に爲政者若しくは政治家と稱せらるゝ、かの狡猾陰險なる動物の技巧に屬する。若しも是れに依つて其の目的を達することを得なかつたとしたならば、吾人は其の一部特殊の人民に對して加へられたる毀害に復讐するが爲めに我が全人民に毀害を與ふるに過ぎない。固より人道の爲めに制限の撤廢は漸を以て行はる可きものではあるが、而も特種製造業者の解散は軍隊の解散に比して災害を誘起することが遙かに鮮少である。一種の勞働より他のものに勤勉の方向を變ずるは正さに怠惰と遊蕩とを何等かの勞働に向はしむるよりも遙に容易なるものである。然しながら貿易の自由が全然大不列顛に恢復せられんことを期待するはオセアナ若しくはユートピアが此處に建設せらるゝことある可きを期待すると等しく無稽なるものである。嘗だに一般社會の偏見のみならず、遙かに之れよりも征服困難なるもの、即ち幾多個人の私利が當り難き力を以て抵抗する。立法部にして其の考慮を部分的利益の喧囂執拗なる要求によつて動さるゝことなく一般的福利に對する廣汎なる見解によつて指導せらる可きものとしたならば、須らく此種の獨占を新たに設置することなく、又た既設のものを一層擴張することなきを期さなければならぬ。(did.)

六

貿易の平衡が自國に取つて不利なりと想定せらるゝ諸國よりする殆んど總べての種類の財貨輸入に對する非常なる制限は商業主義の原理に基くも尙ほ不合理的である。例へば財貨が如何なる他の地方よりも佛國より低廉に輸入せらる可き場合には我が輸入品の總額は是れ等のものが他より取得せられざるを得ざる際よりも其の價值少なく、平衡は其れだけ我れに有利ならざるを得ない。或る二國間のバランスと稱せらるるものが其の孰れの側に存するかを決定す可き一定の標準は存せざるものである。常に特殊商人の私利によつて助成せらるゝ國民的偏見及び怨恨は概して之れに關する總べての問題に對する吾人の判断を指導する原理である。屢々斯くの如き場合に依據せらるゝ二個の標準、即ち關稅簿及

び爲替相場表の孰れも極めて不精確なるものである。(ibid., chap. iii. pt. i.) 斯くの如き非常なる制限は一般原理よりするも亦た不合理なるものである。是れ等の制限のみならず、商業に關する凡ゆる他の制規の基礎をなせる貿易平衡の全學說よりも無稽なるものは存し得ない。此の學說は二つの場所が互に交易する際には、若しバランスが均衡ならば其の孰れも損得なきものであるが、之れにして幾分にも一方に傾く時は、他は其の精密なる平衡より傾斜する割合に比例して其の一方は利得し、他は損失するものであると想像する。然しながら強制なく拘束なく自然に又た定期的に兩地方間に行はるゝ貿易は縱令ひ常に平等に然ることなしとするも常に兩者に對して有利なるものである。Smithは利益若しくは利得なる語を以て金銀の數量の増加と解せずして、其の國の土地及び勞働の年收益の交換價値の増加若しくは其の住民の年収入の増加と做すものである。兩地方が共に國産物を交換する場合には、彼れは平等に利得するの常である。蓋し各自外國市場に對して餘剰を準備するが爲めに使用せられたる資本を回収しつゝあるが故である。例へば英國が煙草及び東印度産貨物に對して佛國品を購ふが如き貿易關係に在つては、兩者は等しく利得するも、其の程度は同一ではない。年々之れに使用せられたる佛國資本の全部は年々佛蘭西人民の間に分配せらる可きであるが、是れ等外國貨物の購入せらるゝ英國貨物の生産に使用せらるゝ英國資本の部分のみが英國國民の間に年々分配せらる可きである。若し英國が佛國より年々輸入せらるゝ貨物に對して支拂ふに煙草及び印度物産を以てせずして金銀を以てするとしたならば、英國は前の場合に比して毫も利害の程度を異にすることなく、常に幾分の利得を有する。自己の欲求せざる餘剰に代へて享有す可き財貨を有すること愈々大なれば其の人民は愈々富めるものである。(ibid., pt. 2.)

彼れは次いで戻税、獎勵金、通商條約、植民地に就いて論じたる後、最後に第三版に於て始めて附加せられたる「商業主義の結論」に於て「我が國の商業主義によつて主として獎勵せらるゝは富者と有力者の利益の爲めに遂行せらるゝ産業である。貧者と窮迫者との利益の爲めに經營せらるゝ所のものは等閑視せらるゝか、若しくは抑壓せらるゝことが餘りに多きに過ぐる」と論じてゐる。其の著例は亞麻糸である。羊毛業はアゼンスの立法者 Drago の法典と等しく總べて血を以て書か

れたと稱し得可き保護法の範例を與ふるものであるが、而も是れ等の法規は其の實施を見るには餘りに残忍に過ぐるものである。總べて斯くの如き場合には一大原理が侵犯せられる。嘗だに生命なき職業用具が輸出し得ざりしのみならず、生ける用具、即ち職人も亦た自由に海外に出づることを抑制せられて居つた。消費は總べての生産の唯一の目的及び所期である、而して生産者の利益は惟り消費者の利益を増進するに必要なる可き限りに於てのみ顧慮せらる可きものである。此の定則は完全に自明なるものであつて之れを立證せんと企つるは無理なるの觀があると稱してゐる。(Ibid., chap. viii.)。人爲の制度は公共の利益を増進せんとして却つて其の目的を失ふことが多い。而も總べての特惠若しくは制限の制度が完全に撤廢せられたならば、明白單純なる自然的自由の制度は自ら確立せられる。(Ibid., chap. ix.)

固より這般の理論は Smith によつて其の經濟學說の基礎として明白に呈示せられては居ないが、而もそれは事實彼れの經濟學說の安んずる秘奥の根柢である。而も在るが儘に事物を観察せんとする彼れの天性は其の後繼者の多數の陷れる

が如き、這般の潜在的假定より生ずる放漫から彼れを救つた。彼れに對して同情薄き獨逸の經濟學者すら、彼れが私利と公益との間に對立の存する事實を確然主張しつゝあることを克く認めてゐる。Karl Knies が「國富論」中より引用せる幾多の章句の如きは是れである。(Die Politische Oekonomie vom geschichtlichen Standpunkte, 1883, Ss. 224-225) 斯くて又た自利心を以て經濟行爲の出發點と爲せる Smith は經濟行爲が正義の準則の支配下に置かる可きことを知つて居つた。「各人は彼れが正義の諸法則を侵犯せざる限りに於て、完全に其の意の儘に自己の利益を追及するの自由を有する。」(Wealth of Nations, bk. IV. chap. ix.)。而して「國富論」の全卷を通じて最も嚴烈なる章句は賤劣毒惡なるマーカンチリズムシステムの諸策を非議し、而して一國に於ける一小部分の人々の小利益を増進するが爲めに、全國に於ける凡ゆる他の部分の人々の利益及び諸外國に於ける凡ゆる他の人々のそれを損傷する商人を冷罵せるものであつた。

然しながらマーカンチリズムシステムは Smith を通じて之れを観察する多數の人士の想像するが如く一時歐洲産業の全般を羈束しつゝありし制規拘束の制度を

創始せるものではなかつた。生産者及び商人は商業主義が存在するに至る久しい以前から其の時代に於けるよりも遙かに強大なる手枷を施され、緊鎖に括られてゐた。マーカンチリストは彼れ等の後継者よりも僅かに一步遅れたる自由主義者であつた。洵に Adam Smith 及び自由主義的經濟學説はマーカンチリストの事業を繼續し擴張するものであつた。

慶應義塾の

三田通りの

カ
フ
エ
ー

米



堂

電話高輪二二六六

●カルピスとソーダ水

●冷いコーヒーと紅茶

●宴會至便料理と菓子御存じの美味